

平成23年(ヨ)第21号 玄海原子力発電所2号機・3号機再稼動差止仮処分命令申立事件

債権者 味志陽子、外89名

債務者 九州電力株式会社

証拠説明書

2012年5月30日

佐賀地方裁判所 御中

債権者ら訴訟代理人

弁護士 冠木克彦

弁護士 武村二三夫

弁護士 大橋さゆり

頭書事件につき、以下のとおり証拠の説明を致します。

記

号証	標　　目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲1	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	写し	H2. 8. 30	原子力安全委員会	原子炉の設置(変更)には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(略称 炉規法)23条の許可が必要であるが、24条の許可基準によってなされるところ、この基準を具体化した政省令はなく、原子力安全委員会の定めた指針を許可基準としており、本指針は設計全般についての指針であり、安全性に関する最重要な基準である。	
甲2	福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について	写し	H23. 3. 30	原子力安全・保安院	3月11日の事故を踏まえて全国の他の発電所に対し緊急安全対策の実施を通達したもので、別紙1は他の発電所に対する緊急安全対策を具体的に記載し、別紙2はこの実施を指示したものである。	
甲3	玄海原子力発電所における緊急安全対策について	写し	H23. 4.	九州電力株式会社	債務者が、甲2の緊急安全対策の指示を受けて、具体的な各テーマにそった対策の実施状況を報告したもので、福島事故における全交流電源喪失の事態に対し、緊急的対応等が中心となっている。いずれも、緊急の対応であって、対症療法治的に対策が立てられており、根本的な安全保障には至っていない。	
甲4	高浜発電所1号炉及び2号炉蓄電池負荷の変更について	写し	H22. 1.	原子力安全・保安院	今回の事故で最大の誤りとして指摘された安全指針27の全電源喪失の事態に対応するバッテリーの作動時間として「30分は原子炉の冷却を確保できる設計」としておらず、長期電源喪失には対処しえない。	
甲5	東北地方太平洋沖地震発生当時の福島第一原子力発電所運転記録及び事故記録の分析と影響評価について	写し	H23. 5. 23	東京電力株式会社	事故時の3号機の運転記録の抜粋であるが、46頁の「図3. 2. 2 3号機、原子炉圧力容器圧力変化(その1)」を見ると、高压注入系(HPCI)が起動すると、原子炉圧力容器内の圧力が60気圧も一気に低下し、しばらくして、この高压注入系が停止すると、すぐに炉内の圧力は回復しているから、この高压注入系の系統に蒸気漏れがあると考えられる。つまり、地震動により配管の破損が疑われる。	
甲6	原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書	写し	H23. 6.	原子力災害対策本部	日本政府のIAEAに対する報告でも甲5の現象について「HPCI系統からの蒸気流出の可能性も考えられる」(11頁)としている。	

号証	標　　目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲7 の1	伊方発電所1号機 タービン動補助給 水ポンプの不調に ついて	写 し	H16. 1. 17	四国電力 株式会社	甲第7号証関係は全てタービン動 補助給水ポンプについての不調 故障等の記録である。 債務者は第2準備書面で、タービ ン動補助給水ポンプについて、「 万一、債権者らが主張するように 電動の給水ポンプによる給水がで きない状況が発生し、さらに、タ ービン動補助給水ポンプ自体の故 障及びその設備配管の破損により タービン動補助給水ポンプによる 給水もできないと仮定した場合に は原子炉を冷却する手段は他に ないことになる」と主張している。 この重要な補助給水ポンプは各發 電所で故障が多発し、設計上の欠 陥も指摘されており、アキレス腱で ある。 甲7の1は伊方原発で摩擦熱によ り白煙が出たことが報されている。	
甲7 の2	敦賀発電所2号機 タービン動補助給 水ポンプ起動入 口弁の動作不良	写 し	H20. 7. 23	日本原子力 発電株式会 社	弁を開閉する電動機に故障がある こと	
甲7 の3	原子力発電所の 運営状況につい て	写 し	2008.12.12	関西電力 株式会社	美浜発電所のタービン動補助給 水ポンプが故障したこと	
甲7 の4	伊方発電所2号機 補助給水ポンプの 一時的な起動不 能状態の発生に ついて	写 し	H21. 7. 1	四国電力 株式会社	操作ミスでポンプの起動不能状態 が生じた。	
甲7 の5	原子力発電所の 運営状況につい て	写 し	2010. 6. 2	関西電力 株式会社	高浜発電所1号機で、補助給水ボ ンプの軸受け部から潤滑油が漏れ た事故	
甲8	緊急安全対策の 対応状況等に關 する質問へのご回 答	写 し	H23. 6. 9	原子力安全・ 保安院	前記甲5号証に関して、HPCIの 問題について、東京電力の解析と 実測データが符合しないとの指摘 がされている。	
甲9 の1	佐賀新聞記事	写 し	H23. 7.	佐賀新聞社	佐賀県議会原子力安全対策等特 別委員会での古川知事の発言 で、玄海2, 3号の再稼動に踏み 出そうとした発言。本件仮処分提 起の根拠となつた。	
甲9 の2	佐賀新聞記事	写 し	H23. 7.	同上	同上	
甲9 の3	佐賀新聞記事	写 し		同上	古川知事が再稼動を7月中旬か 節目と発言したこと。	

号証	標　　目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲9 の4	朝日新聞記事	写 し	H23. 6. 19	朝日新聞社	6月18日海江田経済産業大臣(当時)が原発の安全宣言をしたことについて詳しく批判している。	
甲9 の5	朝日新聞記事	写 し	H23. 6. 22	同上	福井県知事が原発再稼働の要請を受けたが拒否した。	
甲9 の6	日本経済新聞記 事	写 し	H23. 6. 23	日本経済 新聞社	原子力安全委員会が安全審査指針の改定に着手したこと。	
甲9 の7	朝日新聞記事	写 し	H23. 7. 1	朝日新聞社	玄海原発の運転再開は焦らずにという社説。	
甲9 の8	朝日新聞記事	写 し	H23. 6. 12	同上	「安全指針全崩壊」という見出いで、指針全体が見直しされなければならないことを大きく報道している。	
甲9 の9	朝日新聞記事	写 し	H23. 6. 16	同上	全国の知事が原発不信をつのらせていること。	
甲10	陳述書	写 し	2011. 7. 9	石丸ハツミ	債権者代表の陳述書であるが、玄海原発の問題は同時に全国の問題であり、生活を守るために再稼動させではないと主張している。	
甲11	安全審査指針類 の検討について (指示)	写 し	2011. 6. 16	原子力安全 委員会委員 長	原子力安全委員会委員長が同委員会原子力安全基準・指針専門部会部会長に対して、安全確保策の抜本的見直しを図る必要から、安全設計審査指針類及び耐震設計審査指針類にそれぞれ反映させるべき事項について論点等を整理し、報告をするように指示したこと。	
甲12	安全設計審査指 針等の見直しに關 するコメント	写 し	2011.6.22頃	大阪大学 山口彰	原子力安全委員会原子力安全基準・指針専門部会委員である山口彰教授が指摘する指針類の見直しのポイント	
甲13	発電用軽水型原 子炉施設に關する 安全設計審査 指針及び関連の 指針類に反映さ せるべき事項につ いて(とりまとめ)	写 し	2012. 3. 14	安全設計審 査指針類檢 討小委員會	安全設計審査指針類檢討小委員會がとりまとめた安全設計審査指針類に反映させるべき事項	
甲14	発電用原子炉施 設に關する耐震 設計審査指針及 び関連の指針類 に反映させるべき 事項について(とり まとめ)	写 し	2012. 3. 14	地震・津波關 連指針等檢 討小委員會	地震・津波関連指針等檢討小委員會がとりまとめた	

号証	標　　目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲15	第14回原子力安全委員会速記録	写し	2012. 3. 22	原子力安全委員会	上記二つの小委員会のとりまとめが原子力完全委員会で報告され、それが議論された内容	
甲16	原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準	写し	2012. 4. 6	4閣僚: 野田佳彦、 藤村修、 枝野幸男、 細野豪志	4閣僚による再起動のための安全性判断基準。第1章で福島第一原発事故では地震による配管破損等の影響はなかったとの「基本的な理解」を示し、それを前提として第2章で地震による配管損傷はないとの前提で対策を論じ、炉心溶融には至らないとの判断を示しているが、判断基準3では、炉心溶融が起こり得るとした将来の対策を考慮していること。	
甲17	関西電力株式会社大飯発電所3号機及び4号機の安全性に関する総合的評価(一次評価)に関する原子力安全・保安院による確認結果について	写し	2012. 3. 23	原子力安全委員会	大飯3・4号機のストレステスト結果について原子力安全・保安院から受けた際の原子力安全委員会の見解。 同委員会の要請した総合安全評価は、何らかの基準に対する合否判定を目的とするものではなく、設計上の想定を超える外部事象に対して施設の潜在的な脆弱性を的確に把握し、対策を行うことにより施設の頑健性を高め、技術的説明責任を果たすことについて保安院が評価結果を的確に確認することを求めたものP1、原子力安全委員会は二次評価まで行われることを前提としていることP4	
甲18	「原発指針『間違い』認める」と題する新聞記事	写し	2011. 5. 20	毎日新聞社	原子力安全委員会班目春樹委員長は、安全設計審査指針27は明らかに間違いと述べ、原発の安全設計審査指針など各種指針を見直す方針を示したこと。	
甲19	東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する報告について	写し	2011. 7. 6	原子力安全委員会	総合的評価(ストレステスト)を実施するとの原子力安全・保安院に対する安全委員会の指示。原子力施設の頑健性を総合的に評価すること、「各防護対策が機能しなくなるまでの過程・余裕の大きさについて評価すること」を求めていて、再起動の条件を求めてはいない。	

号証	標　　目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲20	東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画	写し	2011. 7. 15	原子力安全・保安院	2011年7月6日付の原子力安全委員会指示(甲19)に対する原子力安全・保安院の検討方針。	
甲21	12月19日 原発の運転再開に反対する政府交渉	写し	2011.12.19	美浜の会	福島事故の事態・原因と原発の運転再開をめぐる条件について、全国の市民が政府と交渉した結果。10頁の5で1号機の非常用復水器系配管を取り替えたのは1975年頃だと答えている。つまりその配管は40年近く経年しているが、今回の地震動に関する耐震解析では新品として扱って破損するはずがないと結論している。	
甲22	福島第一原子力発電所1号機非常用復水器の映像	写し	2011.10.21	東京電力株式会社	福島第一原発1号機の非常用復水器の配管が地震で破損した疑いがあるためか、東京電力は中に人を入れて映像に写しそれをホームページで公開した。その映像では配管の保温材が著しく破損しているが、これは配管内部から70気圧で蒸気が噴き出したせいだと考えられる。その部分を抜き出したコマである。	
甲23	朝日新聞記事「安全対策その場しのぎ 宙に浮いた耐性評価」	写し	2012. 4. 17	朝日新聞社	政府の安全対策がその場しのぎのもので、原子力安全委員会は安全宣言を出さないこと、ストレステストは1次評価だけしかしていないこと、地震の影響についてはまだ検証されていないこと、等の重要な指摘がなされている。	
甲24	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会第9回委員会 黒川清委員長コメント		2012. 4. 18	事故調査委員会	国会によって設置された福島事故の調査委員会第9回が開かれた後の黒川委員長の記者発表。原子力安全・保安院の深野院長に対する重要な確認事項が述べられている。政府(4閣僚)の判断基準に対する本質的な批判的観点が提示され、その結果、対策に地震等も含めるべきだとの疑問を呈している。	

号証	標　　目 (原本・写しの別)		作　成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲25	ストレステストは原発の安全性を保障できるのか(DVD)		2012. 4. 13	井野博満	ストレステスト及び四閣僚判断基準が原子力発電所の安全性を保障するものではないこと	
甲26	テープおこし				甲25の講演における井野博満氏の発言内容	